

(参考様式第1号)

人・農地プラン

| | | |
|------|------------|--------|
| 市町村名 | 集落/地域名 | 当初作成年月 |
| 富士市 | 全域(富士山麓地区) | 令和5年3月 |

| |
|----------------|
| 集落・地域の 耕地面積 |
| 453.7 ha |

1. 地域の人と農地の現状

本地区は、富士山南麓に広がる緩やかな傾斜地の畑地帯で、畑地帯総合整備事業等による農地・排水路及びかんがい施設等が整備されており、北部はしきみ等が、中間部及び南部は茶が主に栽培されている。また、新富士インターチェンジへのアクセス道路の整備及び周辺地区の開発が推進されている。

(近い将来農地の出し手となる者と農地)

(国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。)

| 近い将来農地の 出し手となる者と農地 (氏名) | 年齢 | 現状 〔令和4年度〕 | | 計画 〔令和9年度〕 | | 貸付け等を 希望する 農地面積 | 農地中間管理機構への貸付希望の有無 | | 担い手への農地集積・集約化や後継者確保を順次進めており、「近い将来農地の出し手となる者と農地」はない |
|-------------------------------|----|---------------|---------------------|---------------|---------------------|-----------------------|-------------------|------|--|
| | | 経営内容 (作目) | 経営規模の合計 (ha、頭数等) | 経営内容 (作目) | 経営規模の合計 (ha、頭数等) | | 農地面積 | 貸付時期 | |
| 「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」のとおり | | | | | | ha | | ha | |
| 才 | | | | | | ha | | ha | |
| ha | | | | | | ha | | ha | |

※ 具体的な農地の貸付け等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

2. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)

| 属性 | 経営体 (氏名) | 経営者・代表 者の年齢 | 構成員 (従業員) | 後継者の有無 | 現状 〔令和4年度〕 | | 計画 〔令和9年度〕 | | 農地中間管理 機構からの借 入希望の有無 | 新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組 | 取組年 度 | 活用が見込まれる施策 | | | 備考 |
|----|----------------------------|----------------|--------------|--------|---------------|------------------|---------------|------------------|----------------------------|---|----------|----------------------------------|------------------------------|-------------------|----|
| | | | | | 経営内容 (作目) | 経営規模 (ha、頭数等) | 経営内容 (作目) | 経営規模 (ha、頭数等) | | | | 農業次世 代人材投 資事業 (開始 型) | スーパーL 資金の金 利負担軽 減措置 | 経営体育 成支援事 業 | |
| 1 | 「別紙：今後の地域の経営体(中心的経営体)」のとおり | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |

【 記載上の注意 】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、集落・地域において営農活動を行う認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行う意欲のある集落営農、市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体などの農業者がいれば、当該農業者の意向を確認した上で位置付けます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

3. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている / 中心経営体はいるが十分ではない / 中心経営体がない

4. 将来の農地利用の在り方

| 取組事項 | 対応 | |
|--------------------------|----|--|
| 担い手に集積・集約化する | ○ | 担い手への農地集積、集約を進め、経営の効率化につながる農地利用体系を目指す。 |
| 担い手の分散錯圃を解消する | ○ | |
| 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する | ○ | |
| 耕作放棄地を解消する | ○ | |
| その他[右欄に自由に記載] | | |

5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

| 取組事項 | 対応 | |
|---|----|--|
| 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける | | 農地中間管理事業の重点実施区域を設定し、関係機関と連携して農業者の借受及び貸出に関する希望を把握し、農地のマッチングを図る。 担い手への農地集積、集約を進め、経営の効率化につながる農地利用体系を目指す。 |
| 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける | ○ | |
| 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける | ○ | |
| その他[右欄に自由に記載] | ○ | |

6. 今後の地域農業の在り方

| |
|--|
| <p>農産物の価格低迷、農業者の高齢化、担い手不足等、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本市においては下記により地域農業を振興する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業生産基盤整備を推進し、茶及びしぎみの産地としての確立を図る。開発案件については、極力、農業上の利用に支障の少ない土地へ誘導を図っていく。 2 農業の6次産業化による商品の付加価値化を促進すべく、国・県が実施するアドバイザー派遣制度等を活用し、商品開発等を志向する農業者の取組を支援するほか、学校給食等地場産品導入協議会の活動等を通じて食農・地産地消を推進し、地域農産物に対する市民の理解を深めていく。 3 認定農業者の農業経営を総合的に支援するほか、経営開始資金等を活用した新規就農者の育成、企業・市民の農業参入支援等を一体的に実施すること で、将来にわたって本市農業を支える多様な担い手を確保する。 4 離農、規模縮小する農業者の農地は、農地中間管理事業等により地域の中心となる経営体に出来る限り集約し、優良農地の維持を図るとともに、経営体の規模拡大に資する。 |
|--|